

第1章 公共施設等総合管理計画について（計画本編 P1-P3）

1. 計画の背景と目的（計画本編 P1）

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した「松戸市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

本計画では、公共施設等の全体を把握するとともに、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、将来的な財政負担の縮減と標準化を図り、公共施設等の最適な施設規模と配置を目指しています。

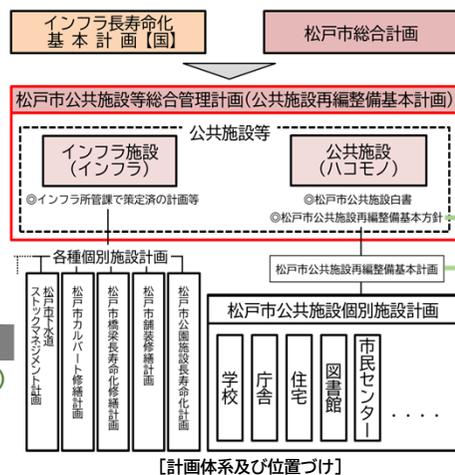
本計画の策定後、一定期間が経過したことや公共施設等の個別施設計画の策定が進んでいることから、本計画の見直しを実施することとしました。今般の見直しでは、本計画に基づき策定した公共施設等の個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させることや新たな課題への方針を示すことなどにより、本計画の内容を拡充するものです。

2. 計画の位置づけ（計画本編 P2）

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において策定することが求められている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置づけられます。

個別施設毎の具体的な取組内容等は、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」においてお示しします。

なお、松戸市公共施設再編整備基本方針及び松戸市公共施設再編整備基本計画は、内容を継承した上で本計画に統合し、公共施設に関しては、公共施設再編整備基本計画としての位置づけを兼ねるものとします。



3. 計画期間（計画本編 P3）

平成28年度（2016年度）～令和20年度（2038年度）

昨今の急激な社会状況の変化などを鑑み、今後、公共サービスや公共施設等のあり方が変化していくことが予想される中、実態に即した計画とするため、計画期間を令和20年度までとします。

4. 対象施設（計画本編 P3）

公共施設

インフラ施設や防災倉庫等を除いた建築物、いわゆる「公共建築物」を対象とします。

インフラ施設

主に社会基盤を形成する施設とし、公園施設、道路施設、河川施設、上水道施設、下水道施設を対象とします。

大分類	中分類
行政サービス施設	本庁舎、支所、消防施設、その他行政サービス施設
集会施設	市民センター、その他集会施設
文化施設	図書館、社会教育施設、ホール・劇場、博物館等
教育施設	小学校、中学校、高等学校、その他教育施設
児童施設	放課後児童クラブ、保育所、その他児童施設
福祉施設	高齢者対象施設、身体障害者対象施設
保健・医療施設	病院施設、保健センター
スポーツ施設	体育館等、競技場・球場、プール
公園施設	公園管理施設等
住宅施設	市営住宅
環境施設	クリーンセンター、リサイクルセンター、処分場
その他施設	自転車駐車場、自動車駐車場、畜場等、その他

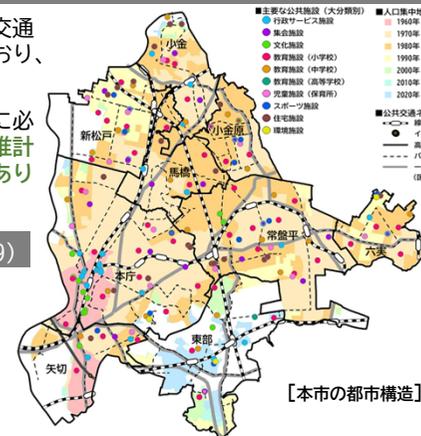
分類	主な施設
公園	都市公園・遊具等
道路	道路、橋梁、カルバート、法面、道路照明、道路標識
河川	河川、都市水路、雨水管等、雨水貯留池、排水機場
上水道	管路、浄水場、配水場等
下水道	管路、中継ポンプ、マンホールポンプ、下水道終末処理場、雨水ポンプ場等

第2章 松戸市の現状と将来の見通し（計画本編 P4-P16）

1. 本市の状況（計画本編 P4-P6）

本市の都市構造として、充実した鉄道・バスの公共交通ネットワークにより、地域単位で市街地が形成されており、市のほとんどのエリアが人口集中地区となりました。

このような都市構造において、地域ごとに市民生活に必要な様々な公共施設を整備しており、将来人口の推計も鑑みながら、公共施設の整備を検討していく必要があります。



2. 公共施設等を取り巻く環境（計画本編 P7-P9）

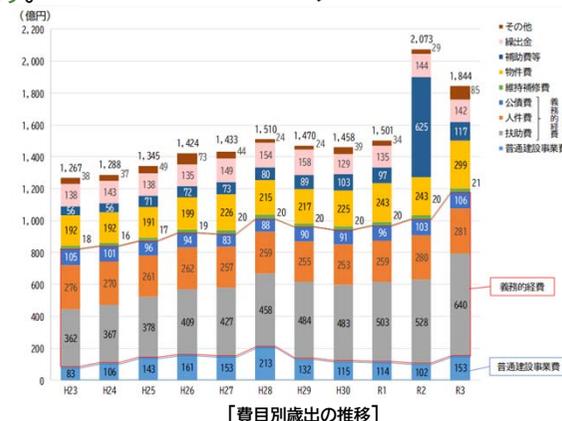
(1) 人口と将来動向

松戸市総合計画（令和4年4月）の将来人口の展望では、目標年次の令和12年において人口50万人規模を維持することとしています。これを受けて、本計画では、令和元年以降人口はほぼ横ばいに推移し、令和20年時点で約50.7万人と見込んでいます。

(2) 財政状況

公共施設等の社会資本の整備にかかる経費である普通建設事業費については、その年々行う事業の内容により、事業費の総額や比率に多少の増減はあるものの、歳出全体の概ね10%前後で推移しています。

まちを再生し、賑わいに満ちた選ばれた持続可能なまちを目指すには、公共施設等の整備にかかる将来的な財政負担を考慮しつつ、経済的・効率的な整備手法を用いるなど、公共施設等を適正に管理しながら、将来の発展に資する事業に対し、適切な投資を行うことが求められます。

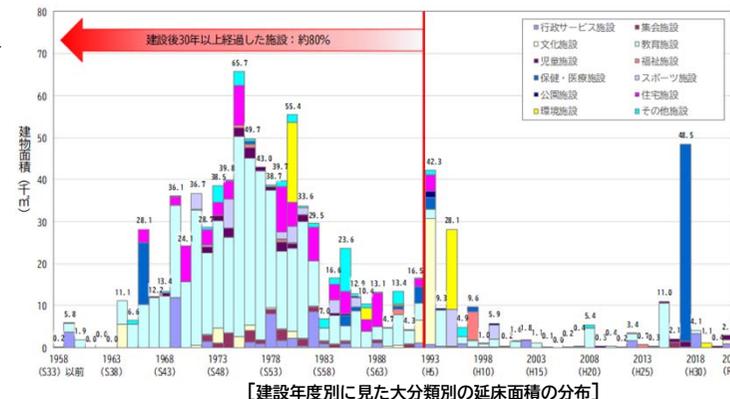


3. 公共施設等の状況（計画本編 P10-P16）

本市が所有する公共施設大分類の延床面積を建設年度別に見ると、高度経済成長期の人口増加に対応して、昭和40年代から50年代頃に教育施設を中心とした施設整備が集中的に行われました。

令和4年度時点で、本市が所有する公共施設だけで見れば、建設後30年以上を経過した施設が約8割となります。

また、インフラ施設においても多くの施設で老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。



1. 現状や課題 (計画本編 P17)

(1)老朽化

老朽化が進んでおり、多額の更新等経費の発生が見込まれます。
 ・公共施設は、長寿命化を図るとともに、耐震化やバリアフリー化を行う建物を適切に選定して費用の節減に努めながら安全で安心して利用できる公共施設サービスを提供することが必要です。
 ・インフラ施設は、既存機能の維持・更新を基本とし、施設の長寿命化、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を進めていくことが必要です。

(2)配置状況

市域全域と地域別に配置した施設の特徴を踏まえ、整備の手法や時期等を検討する必要があります。
 ・市域全域を対象とする施設は、建物の立地や提供サービスを踏まえ、改修・建替えの時期までの間において、効果的・効率的な整備の手法等について検討を行うことが必要です。
 ・地域別に配置した施設のうち、各地域に配置された小・中学校は、地域別に配置した施設の合計延床面積の大半を占めていることから、地域拠点としての建物の有効活用等について検討を行うことが必要です。
 ・本市の活力を維持し、持続可能な都市としていくための都市づくりの考え方を踏まえた公共施設等の最適化の検討を行うことが必要です。

(3)環境変化への対応

将来的な人口動向等を踏まえ適切に対応していく必要があります。
 ・将来的な地域別の人口動向に対応した建物利用や転用を検討し、適切な提供サービスと効率的かつ市民ニーズに的確に対応した公共施設とすることが必要です。
 ・施設のバリアフリー化、脱炭素化の取組、防災基盤の充実、デジタル化などの社会的要請にも対応する公共施設等とすることが必要です。

(4)財政運営

税収の減少や社会保障費の増加等、社会経済情勢の変化に対応した財政運営が求められます。
 ・指定管理者制度の活用や外部委託などにより、民間のノウハウの活用とコスト縮減を推進するとともに民間施設との適切な役割分担について検討を進めていくことが必要です。
 ・使用料収入の適正水準について検討を行い、適切な料金の徴収により受益者負担を浸透し、公共施設等の健全な運営に結び付けることが必要です。

2. 基本的な方針 (計画本編 P18-P37)

現状や課題を踏まえ、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、サービス水準を確保していくための基本的な方針を定めます。

(1)共通事項(公共施設・インフラ施設)

・民間活力の導入・ユニバーサルデザイン化の推進方針・脱炭素化の推進方針・都市計画との連携方針

(2)公共施設

利用者の安全安心を確保することを第一に、施設の長寿命化を図りながら、必要な機能を維持していくとともに、建替え等の際には他の施設との複合化などを検討することで、適正規模・適正配置を図ります。

・管理に関する実施方針
 点検、維持管理など管理に関する実施方針

・再編整備の基本方針
 公共施設再編整備に向けた取組についての方針

・施設類型別の基本方針
 施設類型ごとの現状や課題に対する方針
 ※施設ごとの具体的な取組については、施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)において定めます。

(3)インフラ施設

将来に渡り安全で快適な市民生活を支えるために、施設の長寿命化を図りながら必要な機能を維持していきます。

【再編整備の基本方針】

- 公共施設総量の適正化
将来的な人口動向などに配慮し、公共施設の利便性を高めつつ、公共施設の延床面積の5割以上を占める教育施設の適正規模化や多機能化等により、総量の最適化を図ります。
- 公共施設の適正配置
既存公共施設は、建物性能や施設機能等に着目するだけでなく、コミュニティや人口構成など地域性も考慮し、地域ごとの公共施設の適正量と機能を見極めた上で、適正配置を図ります。
- 新たな施設整備
新規の施設は、既存施設の有効活用や民間施設の活用等も行った上で、新たな政策課題や地域別の人口動向等から必要と認められる場合には整備を行います。
- 有効なストック活用
公共施設の再編整備により生じた余剰資産は、他の用途への活用を検討した上で、今後利用見込みのない建物・用地は、良好なコミュニティの維持に配慮した貸付け・売却などを実施し、有効活用を図ります。

【施設類型別基本方針の一例】

イ 支所	施設類型ごとの現状の特徴や課題について記載しています。
【施設の現状及び課題】	施設類型ごとの現状の特徴や課題について記載しています。
【施設類型別基本方針】	施設類型ごとの基本的な方針について記載しています。

・多くの施設は、建築後30年以上が経過しているため、計画的に維持保全をするなど対策が必要です。他の施設と複合されている支所は、今後の施設老朽化に伴い、施設全体での検討・再編整備を行う必要があります。

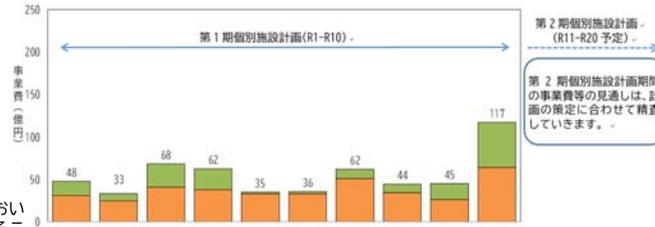
・長寿命化や建替えにより機能の維持を図ります。
 ・建替えの際は、集約・複合化や民間施設の活用等、再配置を検討します。

3. 更新等費用試算 (計画本編 P38-P39)

本市が保有する公共施設及びインフラ施設(公園、道路、橋梁、河川、上水道及び下水道)を対象とした、各種個別施設計画の内容を踏まえた事業費の見通しを記載しています。

(1)公共施設

第1期個別施設計画の内容を基に実績を反映させるなど時点修正を行い、令和元年度から令和10年度までの事業費の見通しは、約550億円です。

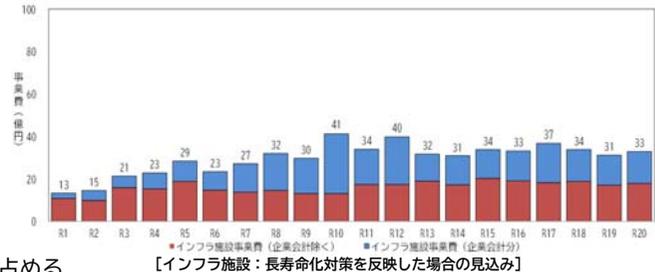


※市役所庁舎整備に関しては、現時点において、個別に事業化の検討が行われていることから事業費には含まれていません。

公共施設は、将来にわたり市民生活を支える施設であることを念頭に、国や県からの補助金等を積極的に活用するとともに、基金、地方債を効果的に活用し、安全で安心な公共施設サービスを維持していきます。

(2)インフラ施設

各種個別施設計画(長寿命化計画)等に基づく、令和元年度から令和20年度までの事業費の見通しは、約594億円です。



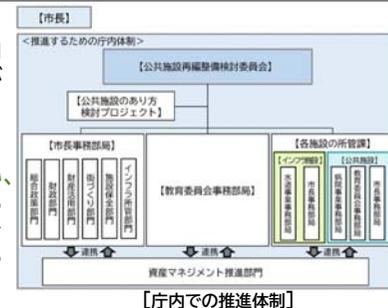
インフラ施設については、施設ごとの性質に応じた検討が必要となることや、大きな割合を占める企業会計(水道・下水道)では、料金も含めた収入と費用などを踏まえた検討が必要となることから、適宜、事業費の見直しを行うなど、引き続き、各種個別施設計画における取組の中で詳細な検討を行い、財政負担の平準化を図りながら施設を維持していきます。

第4章 計画の推進 (計画本編 P40-P42)

1. 取組体制 (計画本編 P40-P41)

(1)庁内での推進体制

公共施設再編整備検討委員会や公共施設のあり方検討プロジェクトの中で庁内の横断的な情報共有及び調整を図りながら、具体的な実施策に関する検討等を行っています。



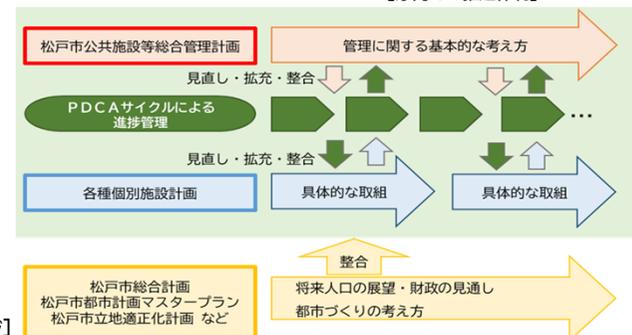
(2)市民との情報共有

公共施設等の状況について、適時・的確に情報共有を行い、認識の共有に努めます。施設の更新等の事業計画を検討する際は、利用者等に対して適時適切な情報提供を行い、課題を共有するとともに、必要に応じて市民参加等の機会を設けるなど、市民ニーズに対応した公共施設等を目指します。

2. 進捗管理 (計画本編 P42)

本計画の実行性を確保するため、PDCAサイクルによる進捗管理を実施します。

また、社会情勢の変化や本計画の進捗状況、各種個別施設計画の進捗状況や改訂内容等を踏まえて、適宜見直しを行います。



【計画の見直しのイメージ】